主 文

本件再審の訴を却下する。

訴訟費用は再審原告の負担とする。

理 由

当裁判所の前記判決に対し民訴四二〇条所定の再審事由あることを主張するものでないから、これを不適法として却下し、訴訟費用は再審原告の負担とすべきものともり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長	裁判官	井	上		登
	裁判官	島			保
	裁判官	河	村	又	介
	裁判官	小	林	俊	Ξ
	裁判官	本	村	基 太	郎